

王寺町認知症高齢者等SOSネットワーク

活 動 の 手 引 き

＜王寺町認知症高齢者等SOSネットワークに関する問い合わせ先＞

〒636-8511

北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

王寺町役場 福祉介護課

地域包括支援センター

TEL 0745-73-2001（代表）

FAX 0745-73-6311

Email fukushikaigo-c@town.oji.nara.jp

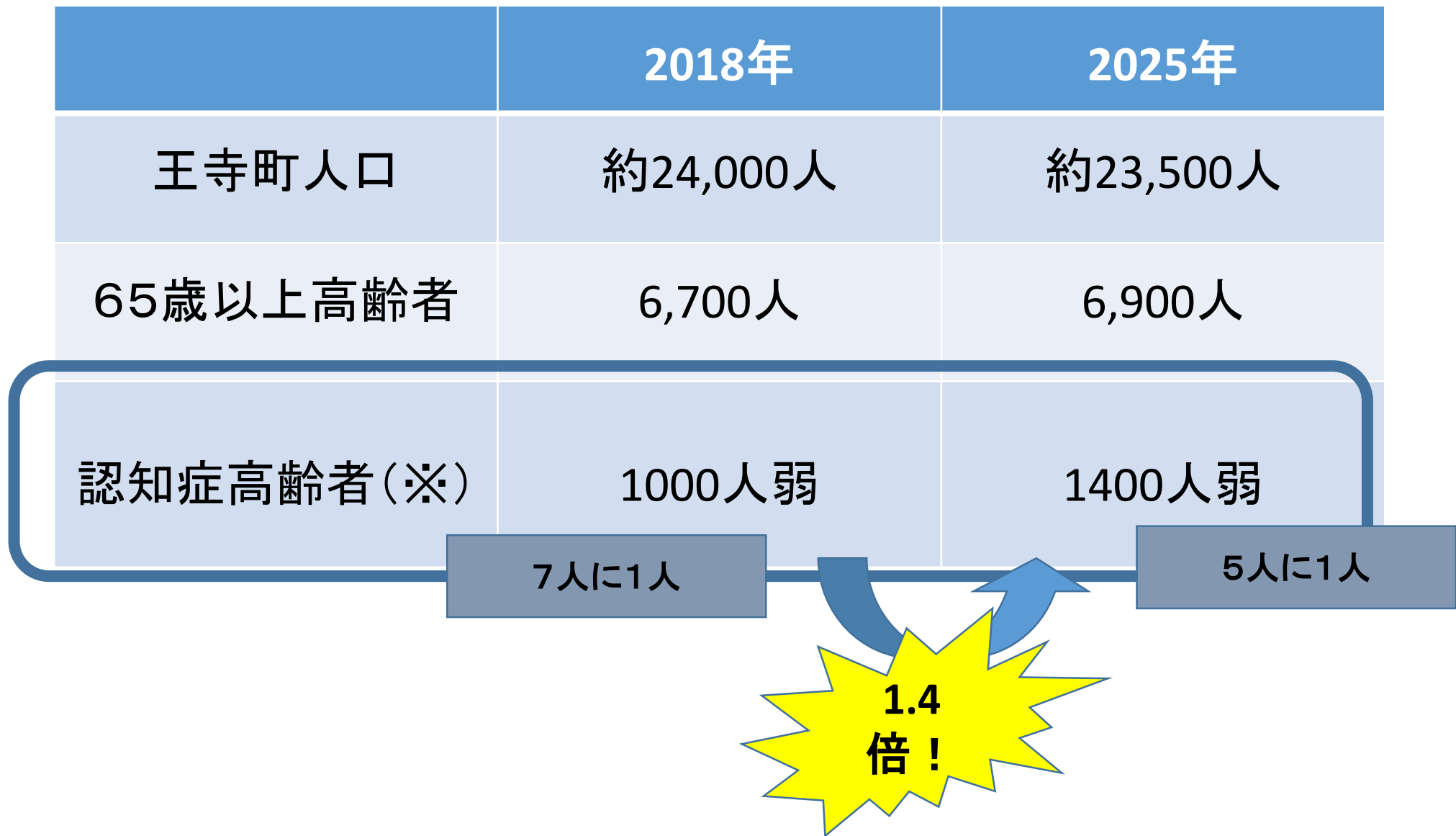
1. はじめに

近年、少子高齢化や核家族化を背景に、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、それに伴い、地域とのつながりが薄れ、地域社会から孤立する人が増えてきています。さらに、認知症高齢者等の増加に伴い、一人暮らしの認知症高齢者やその家族を地域でどのように支えるかが喫緊の課題となっており、加えて行方不明による事故等も深刻な問題となっています。

王寺町では、これまでも、地域の民生児童委員や自治会、地域住民、ボランティア等の協力を得て、地域で認知症のある方の見守り活動を推進してきました。しかしながら、今後認知症のある方の増加も見込まれ、これまで以上に地域の「支え手」が必要であり、地域で活躍される企業・団体の皆様の協力が必要不可欠となってきました。

王寺町は、様々な企業・団体の皆様の協力・連携を得て、重層的で、迅速に対応できる仕組みを整備し、認知症があっても住み慣れた地域で見守られながら安心して出歩くことが出来るやさしいまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

○人口動向予測

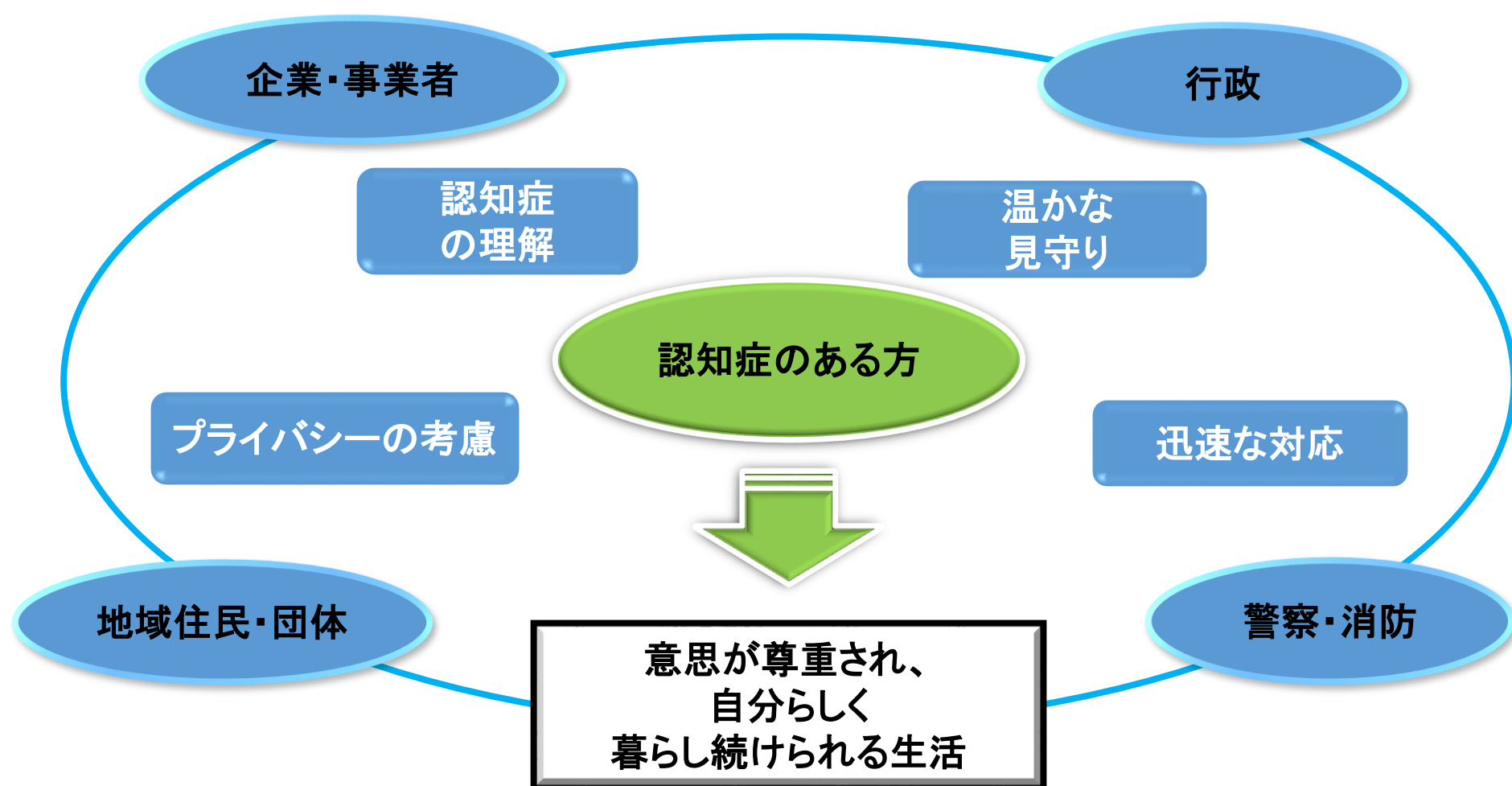


※厚生労働省が発表している推計より、王寺町内の認知症高齢者数を割り出したものです。

2. 認知症高齢者等SOSネットワークとは

住民やボランティア、地域の民生児童委員、自治会だけでなく、企業・団体の皆様と連携した認知症の方の見守り活動のネットワークを築くことを目的として、認知症高齢者等SOSネットワークを推進し、まちぐるみの見守り体制および捜索体制の構築を目指していきます。

ご協力いただける企業・団体の皆様を対象に、登録・協定を締結していただきます。そして、事前登録している認知症のある方が行方不明になった時には、発見への協力をお願いします。



3. ご協力いただく内容

事前登録のある認知症の方が行方不明になった際は、日常業務の範囲内で結構ですので捜索にご協力ください。

ただし、連絡しなかった、捜索に協力しなかったからといって責任に問われることはありません。

王寺町役場 福祉介護課 地域包括支援センター
TEL 0745-73-2001

- ※土日・夜間は、お近くの在宅介護支援センターへ
- ★ 在宅介護支援センター「ハートランドしぎさん」
TEL 0745-33-5050
 - ★ 大和園王寺在宅介護支援センター
TEL 0745-72-8580 または
0745-79-5500

緊急性の高いとき

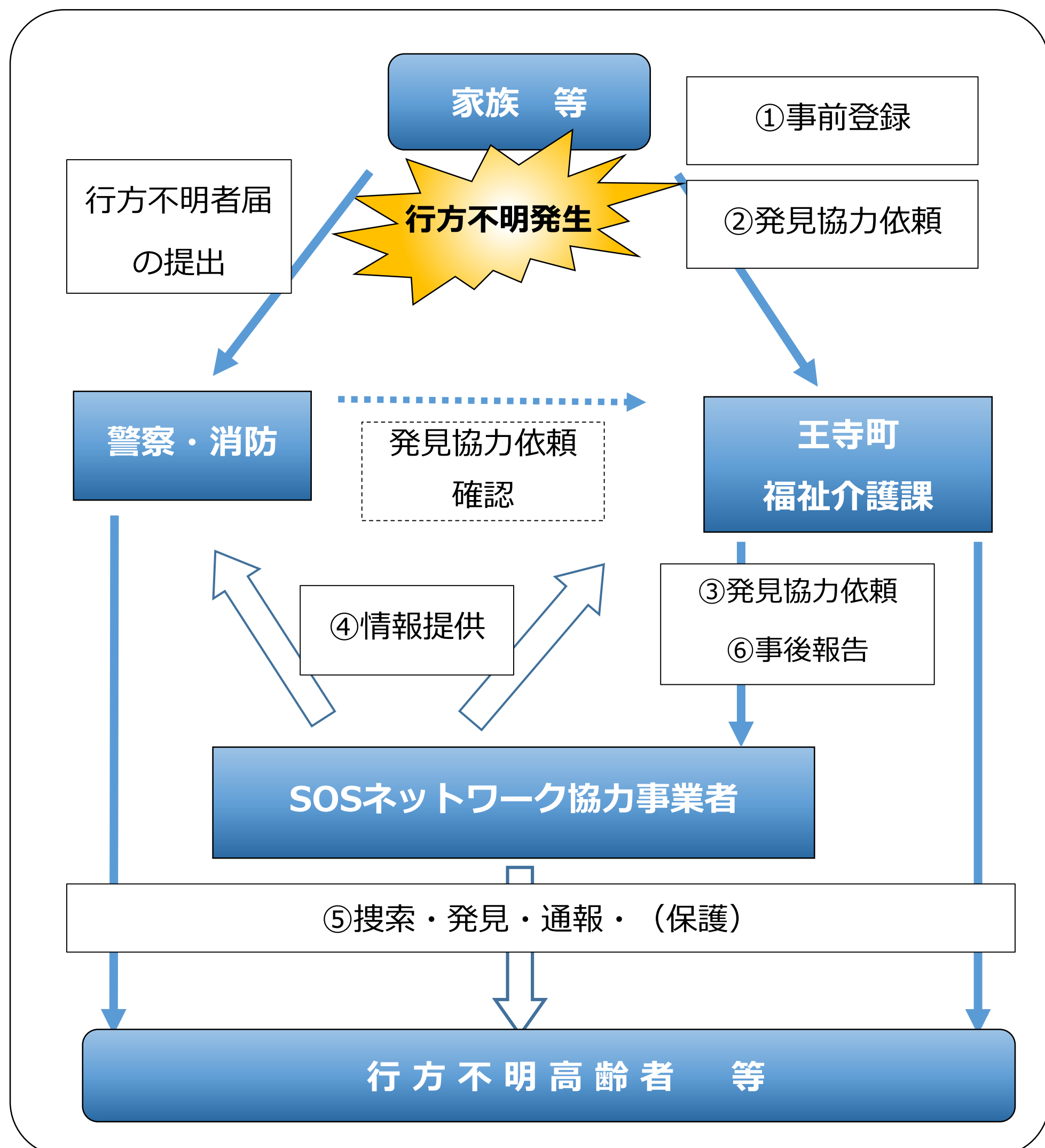
消防署 119番
警察署 110番

- ◆家の外から倒れている姿が確認できるとき
- ◆助けを求める声が聞こえる
- ◆裸足で歩きまわっている など

4. 具体的な流れ

はじめに、協力事業者として登録していただき、その後、王寺町と「王寺町認知症高齢者等SOSネットワーク」協定を締結していただきます。

- ①認知症のある方やその家族等より、王寺町へ事前登録
- ②事前登録している認知症のある方が行方不明、または登録していない方で認知症のある方が行方不明の連絡が王寺町に入る（登録しておらず、検索希望の場合は、その場で登録）
- ③王寺町より、協力事業者へFAXもしくはEmailで検索を依頼
- ④日常業務の範囲内で行方不明の方の検索にご協力いただく
- ⑤発見した場合は、警察及び王寺町へ連絡していただく
- ⑥発見後、王寺町より協力事業者へFAXもしくはEmailで報告



5. 個人情報について

<個人情報の取り扱い>

協力事業者から王寺町へ支援を必要とする方の情報を提供する際には、原則として本人の同意が必要ですが、法令に基づく場合（高齢者虐待防止法など）、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合など、同意を得ることが困難であるときは、情報を提供することが個人情報保護法で認められています。

また、提供いただいた情報については、本人、家族、支援機関以外の第三者に開示することはありません。

<協力事業者の責務>

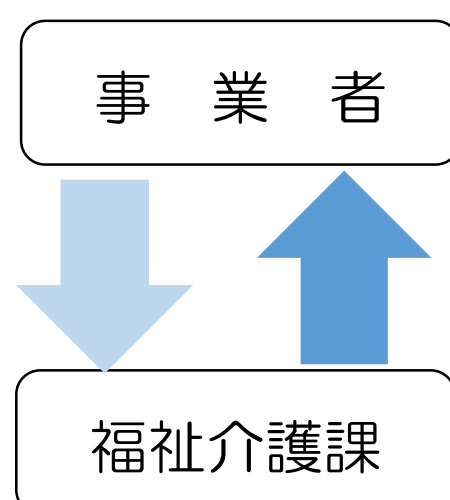
協力事業者は、本事業により取得する個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及び王寺町個人情報保護条例の規定により適切に取り扱うよう必要な措置を講じるものとし、本事業以外の目的には利用してはなりません。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

6. 登録・協定について

王寺町内において業務を行い、日常業務の中で認知症の方の見守り協力および行方不明時の検索が可能な企業・団体様と「王寺町認知症高齢者等SOSネットワーク」協定の登録を行い、また締結させていただきます。

◎登録手続きの流れ

①登録届出書（様式第4号）



②協定書の締結

ステッカーの交付
町のホームページ等に公表

①登録の届出

王寺町高齢者見守りネットワークの趣旨に賛同いただける事業者は、「登録届出書」（様式第4号）を福祉介護課に提出してください。

②協定書の締結・ステッカーの交付

登録届出書を提出された事業者には、「協定書」の締結とステッカーを交付します。また、了承いただける場合は、事業者の名称等をホームページ等へ公表します。

★登録の変更・辞退について

協力事業者は、登録内容に変更が生じた、又は登録を辞退したい場合は「変更（辞退）届（様式第6号）を福祉介護課に提出してください。

7. 登録の更新・解除について

登録・協定締結期間満了日の3ヶ月前までに、王寺町もしくは協力事業者のいずれからの特段の申出がない場合は有効期間を1年更新するものとし、その後も同様とします。

なお、次に掲げる事業者は、協力事業者として王寺町との協定は締結できません。また、協定締結後、王寺町が事業協力に対して不適当な事由があると認めるときは、登録・協定の解除または無効となります。

以下のような場合は登録・協定締結できません。

- ①各種法令に違反している事業者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定するその他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のある事業者。
- ③王寺町が協力事業者として不適当と判断した事業者及び次に掲げる場合
 - ・協定締結を、販売促進等の営利活動に利用した場合
 - ・個人情報情報の漏洩や目的外利用した場合
 - ・不当要求行為等を行っている場合
 - ・活動の実態がないことが判明した場合
 - ・見守り活動を通じて、宗教活動、政治活動を行った場合
 - ・その他公序良俗に反する行為を行った場合

8. 認知症サポーター養成講座について

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）の輪を広げるための『認知症サポーター養成講座』をはじめとした出前講座を行っています。

講座内容は、認知症の正しい理解、早期発見、予防、認知症の人との接し方等です。

見守り協力事業者の皆さまには、認知症の基礎知識や対応方法を習得する為に『認知症サポーター養成講座』の受講をお勧めしています。

『認知症サポーター養成講座』に関するお問い合わせ先
王寺町地域包括支援センター 0745-73-2001



◆認知症高齢者等SOSネットワークQ&A◆

Q1：そもそも認知症とは何ですか？

A1：認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったりして、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、さまざまな障害が起こって生活するうえで支障がおよそ6カ月以上継続している状態を指します。

◆認知症を引き起こす主な病気

アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体型認知症 など

◆認知症の症状

中核症状 1. 記憶障害…覚えられない、すぐ忘れる

2. 見当識障害…時間や季節感の感覚が薄れる、道に迷う、人間関係がわからなくなる

3. 理解・判断力の障害…いつもと違うできごとで混乱しやすくなる、自動販売機やATMなどのメカニズムが理解できなくなる

4. 実行機能障害…計画をたて、段取りすることが出来なくなる

5. その他…その場の状況が読めなくなることがある

行動・心理症状 ・元気がなく、引っ込み思案になることがある

・入浴、排泄などの生活動作に支障がでてくる

・もの盗られ妄想やより複雑な妄想

・行動がちぐはぐになる

Q2：認知症の人への対応はどのようにすればいい？

A2：認知症に伴う認知機能低下があることを正しく理解し、偏見をもたず、支援する姿勢が重要になります。

★3つの「ない」～認知症対応の基本姿勢～

1 驚かせない 2 急がせない 3 自尊心を傷つけない

★具体的な対応の7つのポイント

1 まずは見守る

2 相手に目線を合わせてやさしい口調で

3 余裕をもって対応する

4 おだやかに、はっきりした話し方で

5 声をかけるときは1人で

6 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

7 後ろから声をかけない

Q3：行方不明者を発見したときはどうすればいいですか？

A3：次のとおり、対応をお願いします。

①本人かどうかの確認をお願いします。

- ・本人は記憶障害などがあり、自分の名前や今の住所が答えられないかもしれませんが、まずは優しく声をかけてください。
- ・本人と確認できなくても、現在の場所が分からない等、道に迷っている様子であれば保護をお願いいたします。
- ・万が一、大きな怪我をしていたり、意識がもうろうとしていた場合は救急車の要請をお願いします。

②本人を安全な場所に誘導してください。

- ・家族等が捜していること、間もなくここへ迎えに来ることなどを伝えながら、安全な場所へ誘導して待ってもらってください。

③警察に連絡をお願いします。

- ・その場で連絡ができない場合、他の人に事情を話して連絡してもらってください。
- ・警察に連絡後、王寺町役場にも連絡をお願いします。現地へ向かいます。

④迎えが来るまで、見守りをお願いします。

- ・本人はそこで待っている理由を忘れ、また出かけようとするかもしれません。
- ・ご本人の昔話などの話をしながら話題を替えて、出かけようとする気持ちを別の話題に向けてみてください。
- ・長時間歩いていることもあるので、水やお茶などの飲み物を勧めてください。

Q4：連絡内容の誤りがあった場合や、行方不明者に気づかず見過ごしてしまった場合の責任は問われますか？

A4：捜索活動において生じた問題について、責任を問われることはありません。

また、日常業務の可能な範囲でご協力いただければ結構です。

関係機関連絡先

名 称	住 所	電話番号
王寺町 福祉介護課 地域包括支援センター	王寺町王寺2-1-23	0745-73-2001
在宅介護支援センター ハートランドしぎさん	王寺町王寺2-6-1	0745-33-5050
大和園王寺 在宅介護支援センター	王寺町葛下3-161-1	0745-72-8580 もしくは 79-5500
西和警察署	王寺町葛下1-7-9	0745-72-0110
西和消防署	王寺町王寺1-1-3	0745-73-1001